

平成23年10月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

メンタルヘルス対策強化の動き

◆増加する職場でのストレス

厳しい労働環境で仕事のストレスが増え、精神疾患を抱える社員の対策が急務になっています。

昨年、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が企業にメンタルヘルスに問題がある社員を抱えているかを調べたところ、57%が「いる」と答え、業種別では「医療・福祉」(77%)と「情報通信業」(73%)が全体の平均を大きく上回りました。

◆企業の様々な取り組み

通信大手の企業では、産業カウンセラーなどの資格を有する一般社員が悩みを聞く独自の「サポーター制度」を導入しました。

社員からすれば産業医や専門カウンセラーは敷居が高く、気軽に相談しづらいこともあります。このサポーターであれば敷居も低く、いわば“第二の上司”として社員のメンタル面での面倒をみます。結果として、社員数は増えても退職者数はほぼ横ばいにとどまっているそうです。

最もストレス度が高いとされる医療・福祉業界のある大手企業でも、今年から外部委託のメンタルヘルスサービスの内容を切り替え、約9,000人の社員は無制限で電話でカウンセラーに相談できるようにしたそうです。

◆法改正の動向

厚生労働省は現在、ストレスを抱える社員に対する面接指導などを義務付けるように法制化を準備しているようです。

定期健康診断の際に「ひどく疲れた」「憂鬱だ」といった簡易なストレス症状の判断テストを全社員に実施し、かなりのストレスを抱えている状態であれば健康診断を行った医師が社員に知らせ、社員は事業者や医師の面接指導を希望します。

これは従来、長時間労働者のみがストレス診断の対象だったものを、すべての労働者に広げるもので、早ければ今秋の国会に関連法案を提出するようです。

◆職場前提の課題を取り除く必要

こういった面接指導などの取組みと合わせ、企業がメンタルヘルスの問題を未然に防ぐためには「働き過ぎ」「コミュニケーション不足」など、職場全体の課題を取り除く必要があるのではないのでしょうか。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□

●メンタルヘルス不調者がいる事業所が大幅増加(9月1日)

厚生労働省が「平成22年労働安全衛生基本調査」(従業員10名以上の全国8,742事業所とそこに勤務する労働者1万1,557人が回答)の結果を発表し、「メンタルヘルスの問題で連続1カ月以上休んだ労働者がいる事業所」は5.9%となり、前回調査(5年前)の2.6%から大幅に増えたことがわかった。

●新卒正社員募集に「既卒者も応募可能」な企業は27%(9月3日)

厚生労働省が8月の「労働経済動向調査」の結果を発表し、新卒正社員の募集に「既卒者も応募可能」としている企業が27%であることがわかった。正社員の応募がなかった企業は26%、既卒者が応募できなかった企業は19%だった。

●最低賃金の全国平均が7円増で737円に(9月13日)

厚生労働省は、2011年度の最低賃金に関して各都道府県の審議会が出した答申状況を発表し、全国平均(時給)が737円(前年度比7円増)となったことがわかった。新しい最低賃金は9月末から順次適用される。

●65歳以上人口が過去最高の2,980万人に(9月17日)

総務省が高齢者人口の推移結果(9月15日現在)を発表し、65歳以上の人口が2,980万人(前年比24万人増)となり、過去最高を更新したことがわかった。総人口(1億2,788万人)に占める割合は23.3%(同0.2ポイント増)で、

こちらも過去最高となった。男女別では、男性が1,273万人(同9万人増)、女性が1,707万人(同15万人増)だった。

●新卒採用人数「増やす」企業が31.5%(9月29日)

日本経団連は、新卒採用に関するアンケート調査(545社が回答)の結果を発表し、2012年春の新卒採用について「増やす」と回答した企業は31.5%、「減らす」と回答した企業は19.2%だったことがわかった。47.0%の企業が「変わらない」と答えた。

●新規就農者に年間150万円の給付金支給(9月28日)

農林水産省が2012年度予算の概算要求に盛り込む政策の内容が判明し、新規就農促進策として、原則45歳未満の新規就農者に年間150万円(最長7年間)の給付金を支給する制度を創設することが明らかになった。

10月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分>
[郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出
<休業4日未満、7月~9月分> [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

当事務所より一言

メンタルヘルスへの意識が高まっています。分母の大きい大企業を中心に対策が広まっていますが、中小企業にとっても従業員のメンタル不調は死活問題であるといえるでしょう。最悪の場合、優秀な人材の雇用を維持できなくなることも考えられます。

対策できるほど余裕のない企業であっても、管轄の行政等に相談する等により少しでも未然防止への取組みを進めていただきたいと思います。